

## 新型コロナウイルスによる物流への影響

中国湖北省武漢市で発生した新型コロナウイルス関連肺炎の拡大により、物流への影響が生じています。本号では、最新の累計感染者数と外航貨物海上保険の取り扱いについてお伝えします。

### 1. 新型コロナウイルスによる肺炎の拡大

2019年12月以降、新型コロナウイルスによる肺炎患者の発生が報告され、中国を中心に、世界各国で発生が報告されています。中国保健当局は1月29日現在、確認された累計感染者数は5,974人、うち重傷者1,239人、死亡者132人に上ると発表しました。日本政府はこうした状況を受け、1月24日に、新型コロナウイルス発生による感染症危険レベルについて、中国湖北省全域を「レベル3」地域に引き上げ、渡航を止めるよう呼びかけています。

### 2. 武漢市内の状況

新型コロナウイルスの流行の中心地となった武漢市では、公共交通機関および港湾施設が閉鎖されていることが各種メディアで伝えられています。中国では1月25日から旧正月が始まったため、今週は中国発着の荷動きは少ないものの、旧正月明けの物流への影響が懸念されています。

#### 【武漢港について】

武漢港は中国最大の河川港であり、上海などのハブ港で大型船から貨物を積み替えた多くの内航船やバージが使用しています。日本との物流については、昨年に、日本各港と直接つながるコンテナ航路が開通するなど、湖北省に多数進出している日系企業の貨物は武漢港を経由して輸送されています。

1月29日現在では、中国海事局の通達により1月24日より武漢港でのコンテナ船着岸および荷役作業が停止されたため、緊急物資や生活必需品の輸送船以外の寄港は許可されていません。また、武漢から200キロメートル離れた湖南省岳陽が代替の港として当局より挙げられていますが、港湾閉鎖前に各地から武漢向けに出荷された貨物の多くは、上海など途中港のヤード内に留置された状態です。

#### 【武漢市の道路状況について】

1月26日午前0時より、許可された物資輸送車、無料公共交通車両、公務用車両を除き、中心市街区での車両の通行が禁止されました。

#### 【武漢市内の公共交通機関について】

1月23日より、公共交通機関(地下鉄、路線バス、長距離バス、フェリー)を運休止し、空港と鉄道を閉鎖しています。

#### 【出典】

NHK <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200129/k10012263291000.html>

日本海事新聞 <https://www.jmd.co.jp/article.php?no=253785>



マリンピクスのバックナンバーはこちら

本 Topics に関するお問い合わせ、ご意見、ご感想等ございましたら、弊社営業担当までお寄せください。編集にあたっては万全の注意を行っていますが、本 Topics 情報の正確性を保証するものではなく、これにより生じたいかなる損害に対して弊社は一切の責任を負わないものとします。

## 【ご参考】弊社がお引き受けする外航貨物海上保険の取り扱いについて

武漢市内の公共交通機関の停止や武漢港の閉鎖により貨物の滞留(滞貨)が生じ、物流への影響が懸念されています。こうした滞貨による遅延等により保険の対象である貨物に生じた費用や損害について、弊社がお引き受けする外航貨物海上保険での取り扱いにつきまして、以下の通りご案内申し上げます。

### 1. 外航貨物海上保険での遅延の考え方について

「武漢向けの貨物の滞貨により保険の対象である貨物に腐敗損害が発生した場合」を例にご説明します。

弊社が外航貨物海上保険をお引き受けする際に通常使用する「新協会約款」(2009年版Institute Cargo Clauses、以下ICC)では「遅延によって生じる滅失、損傷または費用」を保険金お支払いの対象外と定めています(ICC第4条 第5項)。このため、上に挙げました腐敗損害は保険金お支払いの対象外となります。

(貨物に損害が発生した場合に当該損害が保険金お支払いの対象となるかどうかは、事案ごとに事故発生時および前後の状況を総合的に勘案した上で行うことになります。)

### 2. 保険期間について

(1) ICCの保険期間は「何時から何時」ではなく、「場所から場所」によって定めており、貨物が保険証券記載の仕出地の倉庫・その他保管場所において、輸送の目的をもって初めて動かされた時から開始し、保険証券記載の仕向地にある最終倉庫・その他の保管場所で荷卸が完了した時に終了します(\*)。

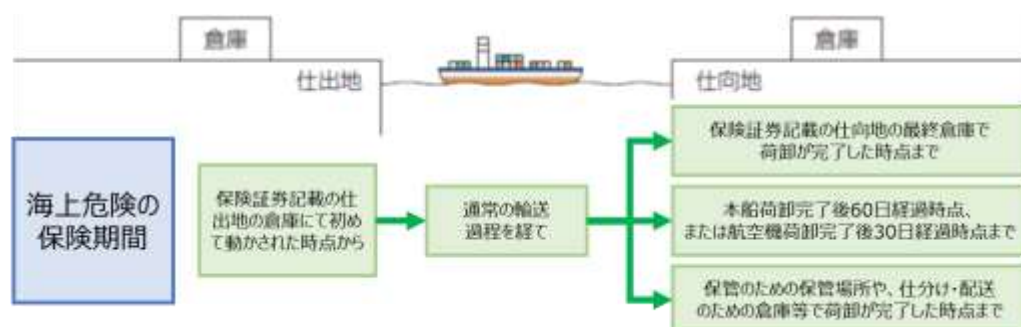
(\*)ただし、保険金のお支払いは、インコタームズ(Incoterms)等、売買当事者間の取決めにより、被保険者が貨物の滅失・損傷に関する危険を負担すべき区間に事故が発生した場合に限られます。

ICC第8条第3項の規定により、被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中、保険は有効に存続します。したがって、新型コロナウイルスによる影響で輸送が滞っている間も保険期間は継続します。

(2) 一方で、下記①～③の場合、たとえ仕向地の最終倉庫で荷卸が完了していなかったとしても、その時点で保険期間が終了致しますのでご注意ください。

- ① 航洋本船からの荷卸完了後60日または航空機からの荷卸完了後30日を経過した場合
- ② 保管のための保管(通常の輸送過程上の一時保管以外の保管)または貨物の仕分け・配送のために、任意の倉庫または保管場所で荷卸が完了した場合
- ③ 被保険者もしくはその使用人が、保管のための保管のため輸送車両もしくはその他の輸送用具またはコンテナを使用することを選んだ場合

<外航貨物海上保険 保険期間イメージ図>



(3) 保険期間延長の対応について

現状を踏まえ、今後生じ得る可能性がある事案(\*)ごとに適用する ICC 該当約款、および対応方法を下記の通りご案内申し上げます。

(\*)下記に記載されている全ての事案が現時点で生じているものではありません。

事案(例)	ICC該当約款	条文	試訳	対応方法
武漢の公共交通機関および港湾施設が閉鎖され、海事局の通達によりコンテナ船着岸および荷役作業が停止、武漢市近郊で貨物が滞留した場合	輸送条項 第8条 第3項	8.3 This insurance shall remain in force (subject to termination as provided for in Clauses 8.1.1 to 8.1.4 above and to the provisions of Clause 9 below) during delay beyond the control of the Assured, any deviation, forced discharge, reshipment or transhipment and during any variation of the adventure arising from the exercise of a liberty granted to carriers under the contract of carriage.	第8条 8.3 この保険は、(上記第8条1項1号から第8条1項4号に規定された保険終了の規定、および下記第9条の規定に従うこととして)被保険者の支配しえない遅延、一切の離路、やむを得ない荷卸し、再積込または積替の期間中および運送契約によって運送人に与えられた自由裁量権の行使から生じる一切の危険の変更の期間中有効に存続する。	ICC第8条3項の規定に基づき保険は有効に存続しますが、航洋本船からの荷卸完了後60日または航空機からの荷卸完了後30日を経過した場合等、前頁記載の①～③に該当する場合、保険期間が終了しますので、 <b>保険期間の延長をご希望される場合は弊社代理店、または社員にご連絡ください。</b> (状況に応じて、割増保険料を適用させていただきます)
・武漢経由で中国内陸地に輸送予定だった貨物について、運送契約が輸送上である武漢で打ち切られた場合 ・武漢に向け航行中の貨物について、被保険者都合で運送契約を打ち切り、貨物を日本向けに返送する場合	運送契約の打ち切り 第9条	9. If owing to circumstances beyond the control of the Assured either the contract of carriage is terminated at a port or place other than the destination named therein or the transit is otherwise terminated before unloading of the subject-matter insured as provided for in Clause 8 above, then this insurance shall also terminate unless prompt notice is given to the Insurers and continuation of cover is requested when this insurance shall remain in force, subject to an additional premium if required by the Insurers, either  9.1 until the subject-matter insured is sold and delivered at such port or place, or, unless otherwise specially agreed, until the expiry of 60 days after arrival of the subject-matter insured at such port or place, whichever shall first occur,  or  9.2 if the subject-matter insured is forwarded within the said period of 60 days (or any agreed extension thereof) to the destination named in the contract of insurance or to any other destination, until terminated in accordance with the provisions of Clause 8 above.	第9条 被保険者の支配しえない事情により、運送契約がその契約で指定された仕向地以外の港または地において打ち切られたか、または上記第8条に規定するとおり、保険の目的物が荷卸される前に輸送が打ち切られた場合には、この保険もその時点で終了する。ただし、被保険者が、遅滞なくその旨を保険者に通知し、担保の継続を要請する場合は、保険者が割増保険料を請求するときはその支払いを条件として、この保険は、  9.1 輸送が打ち切られた港もしくは地において保険の目的物が売却の上引渡される時、または特に別段の協定が行われない限りは、これらの港または地への保険の目的物の到着後60日を経過した時、のうち、いずれか最初に起きた時、  または  9.2 保険の目的物が、上記60日の期間(もしくは協定によりこれを延長した期間)内に、この保険契約で指定された仕向地もしくはいずれか他の仕向地へ継続される場合は、上記第8条の規定によって保険が終了する時まで、有効に存続する。	左記に該当する事案が生じた場合、その旨を遅滞なく弊社代理店、または社員にご連絡ください。状況に応じて割増保険料を適用し、お引受を継続いたします。
武漢港でのコンテナ船の着岸・荷役作業が一時停止されていることを踏まえ、被保険者の意向で仕向地を武漢から中国他都市に変更した場合	航海の変更 第10条	10. 10.1 Where, after attachment of this insurance, the destination is changed by the Assured, this must be notified promptly to Insurers for rates and terms to be agreed. Should a loss occur prior to such agreement being obtained cover may be provided but only if cover would have been available at a reasonable commercial market rate on reasonable market terms.  10.2 Where the subject-matter insured commences the transit contemplated by this insurance (in accordance with Clause 8.1), but, without the knowledge of the Assured or their employees the ship sails for another destination, this insurance will nevertheless be deemed to have attached at commencement of such transit.	第10条 10.1 この保険の危険開始後に被保険者が仕向地を変更する場合は、遅滞なくその旨を保険者に通知し、保険料率および保険条件の協定をしなければならぬ。その協定前に損害が発生した場合は、営利保険市場において妥当と考えられる保険条件および保険料率による担保が得られるときに限り、担保が提供される。  10.2 保険の目的物が、(第8条1項に従い)この保険によって企画された輸送を開始したが、被保険者およびその使用人が知らずして、船舶が別の仕向地に向けて出帆した場合であっても、この保険はその輸送開始の時に危険が開始したものとする。	左記に該当する事案が生じた場合、その旨を遅滞なく弊社代理店、または社員にご連絡ください。状況に応じて割増保険料を適用し、お引受を継続いたします。

ご不明な点がございましたら弊社代理店、または営業店社員にご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。